

### 「第3 附帯事項」に対する修正意見

法制審議会－刑事法（再審関係）部会

幹事 田岡 直博

#### 1 第3・1 「別添の「要綱（骨子）案」記載の制度の運用」について

##### (1) 「第1 再審請求審における証拠の提出命令等」について

- 1つ目の○について、「従来の実務運用が否定されるものではない」という表現では従来の運用を是認することになるので、不十分である。裁量による証拠開示命令の規定が設けられなかったことを踏まえると、むしろ、従来より、活発に、裁判所による証拠提出・開示の勧告及び検察官による任意の証拠の提出・開示が行われることが期待されることを明記すべきである（第17回会議における江口委員の発言参照）。
- 1つ目の○について、「個別の事案に応じ、これらが適切に行われる」という表現では、適切に対応しなくともよい事案があるという趣旨に読めるので、不適当である。個別の事案にかかわらず、再審請求者又は弁護人から請求を受けた場合には、適切に対応することが期待されることを明記すべきである（少なくとも、再審請求者又は弁護人から請求を受けた場合には、証拠開示をしないと回答することも含めて、回答を義務付けるべきである。）。
- 第17回会議において、裁判所は、刑事訴訟法40条の規定にかかわらず、運用として、再審請求人に対し、検察官から提出された証拠を閲覧させることができることが確認された（第17回会議における成瀬幹事及び池田委員の発言参照）。これを踏まえ、裁判所は、検察官から証拠が提出された場合には、再審請求に対し、証拠が提出されたことを通知した上で、再審請求人から希望があった場合には、証拠を閲覧させる、又は写しを交付するなどの適切な措置をとることが期待されることを明記すべきである。
- 2つ目の○について、「関連性・必要性が認められる証拠の範囲が不当に狭くならないよう」という表現では、関連性・必要性があるにもかかわらず、「相当性を考慮して、相当であると認めるとき」に当たらないために、開示される証拠の範囲が不当に狭くなるおそれがある。関連性・必要性及び「相当性を考慮して、相当と認めるとき」の要件を不当に限定的に解釈して、証拠開示の範囲が不当に狭くならないよう、その判断が適切に行われることが期待されることを明記すべきである。
- 3つ目の○について、被害者等の氏名等を秘匿する措置をとる際には、「ただし、その証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者

との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。」ことを明記すべきである（刑事訴訟法第299条の4参照）。

## **(2) 「第3 再審請求についての調査手続・審判手続等」について**

- 1つ目の○について、「証拠書類及び証拠物」が添付されていない場合でも、直ちに「再審の請求が法令上の方程式に違反したものであると認めるとき」に当たるとして、安易に請求を棄却することのないよう、適切な判断がなされることを期待することを明記すべきである。
- 1つ目の○について、「再審請求者及び弁護人（以下「再審請求者等」という。）に再審請求の理由を記載した書面の補正を求める事、再審請求者等や検察官の意見を聴取することなど」に加えて、調査手続において、検察官に対する求釈明、進行協議又は打合せを行うが可能であることを明記すべきである（第17回会議における江口委員の発言参照）。

## **2 第3・2 「別添の「要綱（骨子）案」において法整備の対象とされなかった事項のうち、引き続き、運用によって対応することが考えられるもの」について**

### **(1) 「再審請求が予測される場合における国庫に帰属した証拠物の保管」について**

- 2つ目の○について、「適切な対応」及び「適正な運用」の意味が不明確であるため、証拠品（押収物）ないし捜査資料等は、刑事確定訴訟記録（保管記録・再審保存記録）の保管・保存期間に従って保管・保存するというだけでなく、証拠品の証拠価値を保全するために適切な方法で、適正に保管・保存しなければならないこと、及びDNA型鑑定等の鑑定資料となり得る生体試料については、鑑定（再鑑定を含む。）の機会を保障するために、適切な方法で、適正に保管・保存しなければならないことを明記すべきである。

### **(2) 「再審開始決定に対する不服申立て」について**

- 3つ目の○について、（再審開始決定に対する不服申立ては禁止されるべきであるが、仮に再審開始決定に対する不服申立てを認めるとしても）「請求審の審理が六号事由をめぐつて全面的に展開されたような場合は即時抗告を控え、再審公判の場で真実解明に努めるのが、少なくとも運用として適切」であることから、刑事訴訟法第435条6号の明白性が争点となった事件においては、検察官の不服申立ては差し控えることが期待されることを明記すべきである（松尾浩也『刑事訴訟法（下）（新版補正第2版）』276頁参照）。

なお、「検察官において、もとより結論ありきではなく、慎重かつ十分な検討を確実に行った上で適切な対応がなされることが望まれる」という表現が提案されているが、宮崎委員は、「検察当局は、個別具体的な事情に応じ、再審開始決定に対して不服申立てをするかどうかについて、十分かつ慎重な検討を行って対応していることを改めて申し上げておきたいと思います」との認識を表明しているのであるから（第5回会議における宮崎委員の発言参照）、このような表現では、従来の運用を変更することにならない。全く不十分である。

「公益の代表者」であるという再審請求手続における検察官の地位に鑑みると、少なくとも、運用上、(1)審理期間の長期化及びその原因（累次の再審請求の場合には、過去の再審請求の審理期間を含む。）、(2)再審請求者・有罪の判決の言い渡しを受けた者の年齢・状況その他の法的地位の安定の要請等を考慮した上で、「慎重かつ十分な検討」を「確実に」行った上で「適切」な対応をすることが期待されることが明記されるべきである。

また、(3)検察官が通常審において開示すべき証拠を開示していなかったために、再審開始決定がなされた場合のように、通常審における検察官の訴訟行為に問題があった場合には、不服申立てを差し控えることが期待されることが明記されるべきである。

### (3) 「期日等の手続規定」について

- 4つ目の○について、裁判所、再審請求者、弁護人及び検察官が再審請求理由について共通認識を持つために、再審請求を受けた後、速やかに、進行協議又は打合せを行うことが期待されること及び、裁判所から求められたときは検察官は進行協議又は打合せに出席しなければならないことが明記されるべきである。
- 再審の請求が「相当の内容を伴っている場合、あるいはその可能性が認められる場合」においては、裁判所は、「請求人の口頭による意見陳述、事実の取調べの申し出と立会い、証人に対する質問、取調べの結果に対する意見表明等を認めるべきである」とこと及び「請求人が希望するときは、審理を公開して行う」ことが期待されることが明記されるべきである（松尾浩也『刑事訴訟法（下）（新版補正第2版）』273頁以下）。
- 5つ目の○について、再審の請求をした者又は弁護人が事実の取調べに立ち会えなかった場合には、裁判所は、事実の取調べの結果を再審の請求をした者、弁護人及び検察官に通知することが期待されることを明記すべきである（東京高決平成15年1月11日判例タイムズ1024号285頁参照）。

### 3 第3・3 「今後の検討」について

- 運用状況の検討に当たっては、明確な期限を定めるとともに、統計資料の収集及び作成を義務付けるべきである。

なお、法制審議会 新時代の刑事司法制度特別部会では、「最終的な取りまとめ」に、「制度自体の運用状況だけでなく、検察等における実務上の運用としての録音・録画の実施状況や公判における供述の任意性・信用性の立証状況も検討の対象として、客観的なデータに基づき、幅広い観点から分析・評価を行うことが重要である。見直し規定の条文化の際には、検討の時期を具体的に定めた上で、上記のような趣旨を適切に盛り込むよう検討すべきである。」と記載されたが、在宅被疑者の取調べ及び被疑者以外の参考人の取調べについては「客観的なデータ」を収集及び作成していなかったと認識している。

特に、①裁判所による証拠の提出・開示の勧告及び検察官による任意の証拠の提出・開示、②裁判所の運用による再審請求者に対する訴訟記録及び証拠物の閲覧、③進行協議又は打合せなどの運用事項は、統計資料が作成されないおそれがあるので、運用状況の検討のために、これらの項目についても、統計資料の収集及び作成を義務付けるべきである。

また、被害者等の関係者の名誉・プライバシーに配慮しつつ、再審請求事件の審理の実情を把握するために、運用状況の検討のための利用は、目的外使用禁止規定及び罰則の対象から除外することが検討されるべきである。

#### 4 附帯事項全体の実効性確保について

- 附帯事項に「1 別添の「要綱（骨子）案」記載の制度の運用について」及び、「別添の「要綱（骨子）案」において法整備の対象とされなかった事項のうち、引き続き、運用によって対応することが考えられるものについて」を規定しても、現実に、裁判所及び検察官がこれに従った運用をしなければ意味がないから、今後、裁判所及び検察官の委員・幹事は、附帯事項に従った運用をすることを確約していただきたい。

なお、法制審議会 新時代の刑事司法制度特別部会では、「最終的な取りまとめ」に、取調べの録音・録画の対象とされていない取調べであっても「可能な限り、幅広い範囲で録音・録画がなされ、かつ、その記録媒体によって供述の任意性・信用性が明らかにされいくことを強く期待する。」と記載されたが、現実には、在宅被疑者の取調べ及び被疑者以外の参考人の取調べについては、録音・録画はほとんど実施されていないと認識している。

以上